

入院時食事療養費及び入院時生活療養費に関するご案内

令和 7 年 4 月 1 日より 診療報酬改定に伴い 1 食当たりの食費が 10 円～30 円、所得に応じて引き上げとなりました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)適温で提供しています。

I. 入院時食事療養費標準負担額 (1 食につき) <64 歳まで>

一般の方	510 円 (1 日に付き 1,530 円)
市町村民非課税の世帯に属する方	240 円 (1 日に付き 720 円)
市町村民非課税の世帯に属する方で、 90 日を超える場合	190 円 (1 日に付き 570 円)

II. 入院時生活療養費標準負担額 (1 食につき) <65 歳以上>

(医療区分 2・3)

一般の方	510 円 (1 日に付き 1,530 円)
市町村民非課税の世帯に属する方	240 円 (1 日に付き 720 円)
市町村民非課税の世帯に属する方で、 90 日を超える場合	190 円 (1 日に付き 570 円)
市町村民非課税の世帯に属する方で、 所得が一定の基準に満たない方	110 円 (1 日に付き 330 円)
居住費 (1 日)	370 円

(医療区分 1)

一般の方	510 円 (1 日に付き 1,530 円)
市町村民非課税の世帯に属する方	240 円 (1 日に付き 720 円)
市町村民非課税の世帯に属する方で、 所得が一定の基準に満たない方	140 円 (1 日に付き 420 円)
居住費 (1 日)	370 円

当院では、受付 (1 階) に相談窓口を設置しています。
相談内容についての指定はございませんのでご利用ください。

令和 7 年 4 月 1 日

病 院 長